3　法第十二条の二第三項の規定により各課税事業年度の法第六条第二号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する金額は、当該課税事業年度における法人税法施行令第二百一条の二第二項各号に定める分配時調整外国税相当額のうち法第十二条の二第三項に規定する法人税の額を超える金額とする。

4　法第十二条の二第三項に規定する政令で定める金額は、同項の恒久的施設を有する外国法人の当該課税事業年度の法第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百四十四条から第百四十四条の二の三までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）を法第九条に規定する課税標準法人税額として法第十条の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

第四条第三項中「第十五条第一項第三号」を「第十五条第一項第四号」に、「第八十一条の十八第一項第四号」を「第八十一条の十八第一項第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第十五条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、法第十二条の二第二項の規定により当該課税事業年度の同項の所得地方法人税額から控除される金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　連結親法人又は各連結子法人の法人税法施行令第百五十五条の四十五の二第一号に規定する個別分配時調整外国税相当額（次号において「個別分配時調整外国税相当額」という。）の合計額

二　連結親法人又は各連結子法人の個別分配時調整外国税相当額

第四条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告）

第四条の二　法第十九条の二第二項第一号に規定する政令で定める金額は、銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額とする。

2　法第十九条の二第三項に規定する政令で定める法令は、法人税法、租税特別措置法その他の地方法人税の申告に関する法令（法（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）を除く。）とする。

第九条第一項第二号中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の改正規定、第三条第一項の改正規定（「法第十条」を「法第十条及び第十二条の二」に改める部分及び「及び第十条」を「、第十条及び第十二条の二」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「法第十条」を「法第十条及び第十二条の二」に改める部分及び「及び第十条」を「、第十条及び第十二条の二」に改める部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定及び第四条の改正規定　平成三十二年一月一日

二　第二条第二項の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定及び第九条第一項第二号の改正規定　平成三十二年四月一日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

相続税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十四号

相続税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の九第二項、第三十四条第一項第三号、第六十六条第六項、第六十六条の二第一項から第三項まで及び第六項並びに第六十七条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の六」を「第五条の七」に、「第五条の七」を「第五条の八」に、「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第四条に次の一項を加える。

3　法第二十八条第五項の規定の適用を受けた者に同項の贈与をした同項に規定する短期非居住贈与者が当該贈与をした日から三年以内に死亡した場合（その死亡の日前に同条第六項又は第七項に規定する場合に該当することとなつた場合を除く。）には、その者が当該贈与により取得した財産で法の施行地外にあつたもの（法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを除く。）については、法第十九条第一項の規定は、適用しない。

第四条の四の二の見出し中「課税価格」を「課税価格等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第二十八条第五項の規定の適用を受けた者に同項の贈与をした同項に規定する短期非居住贈与者又は当該短期非居住贈与者以外の者であつて当該贈与の日の属する年（以下この項において「適用年」という。）においてその者に対し財産の贈与をした者（以下この項において「短期非居住贈与者等」という。）が死亡（当該適用年の中途における死亡を除くものとし、その死亡の日前に同条第六項又は第七項に規定する場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日の属する年の中途における死亡に限る。）をした場合には、その者が当該適用年において当該短期非居住贈与者等から贈与により取得した財産の価額で法第十九条の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、法第二十一条の二第一項から第三項までの規定にかかわらず、贈与税の課税価格に算入しない。

第五条第一項中「第二十八条第一項」の下に「（同条第六項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四項において同じ。）」を加える。

第三章中第五条の七を第五条の八とする。

第五条の六第四項中「第五条の六第一項」を「第五条の七第一項」に改め、第二章第三節中同条を第五条の七とし、第五条の五を第五条の六とする。

第五条の四の前の見出しを削り、同条を第五条の五とし、同条の前に見出しとして「（相続時精算課税の適用のための読替え）」を付する。

第五条の三を第五条の四とし、第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

（短期非居住贈与者が死亡した場合における在外財産に対する相続時精算課税の不適用）

第五条の二　法第二十八条第五項の規定の適用を受けた者に同項の贈与をした同項に規定する短期非居住贈与者が死亡した場合（その死亡の日前に同条第六項又は第七項に規定する場合に該当することとなつた場合を除く。）には、その者が当該贈与により取得した財産で法の施行地外にあつたもの（法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに限る。）については、法第二十一条の十五第一項及び第二十一条の十六第一項の規定は、適用しない。